

危機対応マニュアル(R6.9改正)

1 台風・暴風(雪)警報、大雨特別警報の時 ※NHKの報道を参照

- 〈登校前〉**
- 6:30の時点で富士宮市に「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 → **自宅待機**
 - 12:00(正午)以前に富士宮市の「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除された場合 → **登校**
 - 12:00(正午)の時点で富士宮市の「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 → **休校**
- ※「暴風(雪)警報」「大雨特別警報」が発令されていなくても、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。
- 〈在校中〉**
- 午前中は原則として学校にとどめます。
 - 16:00を過ぎても下校できない場合は、学校よりメールまたは電話で対処を連絡します。
- 〈登下校〉**
- ※「大雨(洪水)警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。状況によっては、保護者の判断により自宅待機させてください。
 - ※「土砂災害警戒情報(氾濫危険情報)」が出された場合、避難を最優先する地区があります。学校が避難所となっている場合は、安全を確保した上で登校させてください。
 - ※そのほか、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。(対応については、メール配信等でお知らせします。)

2 地震の時

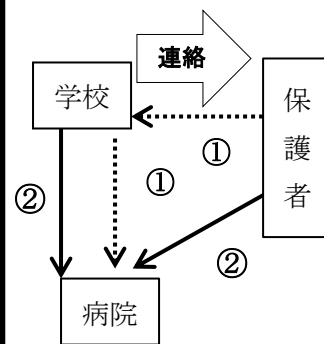


令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報です。

状況	南海トラフ地震臨時情報				地震発生 震度5強以上
	○「調査中」 発表時	○「巨大地震警戒」 発表時	○「巨大地震注意」 発表時	○「調査終了」 発表時	
対応	□原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない生徒は留め置き ・在宅中は休校 □保護者の管理下での行動	□原則として平常の活動を継続	□原則として平常の活動を戻す	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始(安全確認後) ・下校できない生徒は留め置き ・在宅中は休校 □保護者の管理下での行動
	○状況によって、メールにて保護者にお迎えをお願いすることがあります。				
留意点	○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家(学校)に急いで避難する。				
	○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子どもと確認しておいてください。				
★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。					

3 学校でケガをした時・病気になった時

- 学校から保護者に連絡が入る。(ケガ・病気の具合を確認する。)
- 医療機関を決める。
※救急車対応の時は、搬送先病院を確認する。
 - 保険証を持つ。
 - ①急を要さない場合は、保護者は学校へ行く。
その後、保護者が医療機関へ連れて行く。(①点線)
 - ②急を要する場合は、保護者は医療機関へ行く。
学校が医療機関へ搬送する。(②実線)
(救急車を要請する場合があります。)
 - 受診後、結果を学校に報告してください



4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

- 学校(担任等)から保護者に連絡が入る。
(ケガや病気の具合、状況、今後の対応について確認する。)
- ※基本的には、③の場合と同様です。
※現地在遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校側と十分連絡をとり、対応してください。



6 不審者が出没した時 ※防犯ブザーの携帯を!

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
・安全確保 ・保護者へ連絡 引き渡し (生徒に動揺がある時、下校が危険な時)	・駆け込み110番の家等へ避難 ・まず警察23-0110へ連絡(時間、場所、状況、不審者の特徴を知らせる) ・学校へ連絡 ※登校時は動揺がおさまってから登校させてください。	※危険が伴う時は、集団下校、引き渡し等の対応を学校が判断し連絡します。対応にご協力をお願いします。

7 感染性疾患の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症	診断結果を学校へ報告する
・学校から連絡 ・学校へ迎えに行く ・医療機関で受診する	・疑いのある時は登校させない ・医療機関で受診	・学校から「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を受けとる。 ・医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書をもって登校する。
インフルエンザの診断を受けた場合(市内の医療機関の場合のみ)		
・医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。 ・医療機関受診後、学校に受診結果を電話連絡する。 ・自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。 ・発症後5日かつ、解熱後2日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提出する。		
新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合、検査キットで陽性が確認された場合		
・医療機関受診後、速やかに学校に状況を報告する。 ・自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。 ・発症後5日かつ、症状が軽快した後1日を経過したら、第15号様式-3「出席停止解除にかかる証明書」に必要事項を記入し、登校時に提出する。		

8 交通事故が発生した時

- ・保護者は現場に急行
 - ・必要に応じて救急車要請・応急処置
 - ・警察(学校)へ連絡
 - ・ケガ人に同行
 - ・現場確認
(時刻、場所、状況等を学校へ連絡する)
- ※学校職員による状況確認にご協力ください。



9 富士山噴火警報が発令された時

- ・情報収集に努め、指示に従って避難する。
- ・噴火レベルが3に引き上げられたら、引き渡しを行い、学校は休校措置をとる。

10 Jアラートを通じて緊急情報が発令された時 速やかな避難行動と正確かつ迅速な情報収集を!(屋外にいる場合)

- ・近くの頑丈な建物の中や地下に避難する。
 - ・床に伏せて頭部を守る。
 - ・近くに避難できる建物がない場合、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。
- (屋内にいる場合)
- ・窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
 - ・床に伏せて頭部を守る。

11 災害による長時間の停電が発生している時

- ・原則として休校
- 登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。